

# 訪問介護 重要事項説明書

## 1. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 ユーアイ二十一
代表者名	石渡 庸介
所在地	横須賀市西浦賀6丁目1番1号
設立年月日	平成13年8月7日
電話番号	046-846-5133
法人理念	「安心」「温もり」「満足」

## 2. 事業所の概要

事業所名	太陽の家 浦賀ケアステーション
介護保険事業所番号	1471906097
所在地	横須賀市浦賀2-3-20
電話番号・FAX	電話 046-854-9315 FAX 046-846-5230
事業所が行う他の事業	介護予防訪問介護
併設サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 無料低額宿泊施設 地域包括支援センター 居宅介護支援 看護小規模多機能型居宅介護
指定年月日	平成27年11月1日指定
管理者名	平岩 和恵
通常の事業の実施地域	横須賀市全域

## 3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 8:00～17:00
休業日	土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)
サービス提供日時	月曜日～日曜日 8:00～20:00 (その他の時間は相談にて対応) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

## 4. 介護保険の給付対象となるサービスの内容

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助等
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者本人に対して、家事援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理等

## 5. 事業所の職員体制（令和6年11月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤（兼務）1人 非常勤 0人
サービス提供責任者	常勤（兼務）1人以上 非常勤 0人以上
訪問介護員	常勤（兼務）1人以上 非常勤 1人以上

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 利用の中止・振替等

発熱等による体調不良、外出等の急用でサービスが利用できない場合は、**サービス実施日の前日まで**にお申し出ください。ご希望を伺い、振替の日程調整を行います。訪問介護員の稼働状況等により希望される時間・曜日に変更できないときは、別の時間・曜日を提案して協議いたします。

※但し、担当の介護支援専門員、主治医等の判断によりサービス提供できない場合もございます。

### (2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じた利用料金を請求いたします。

### (3) 秘密保持について

個人情報使用同意書（別紙）を取り交わし、業務上知り得たご本人またはそのご家族、身元引受人の秘密保持を厳守します。

### (4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービス提供にあたって次に該当する行為はできません。

①医療行為

②ご本人またはご家族、身元引受人からの金銭、物品の授受

## 7. 利用料金と支払方法

- (1) 指定訪問介護及び訪問型サービス独自を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び訪問型サービス独自が法定代理受領サービスであるときは、その1割2割、又は3割の額とする。詳細は別添料金表のとおりです。
- (2) 別紙運営規定、第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えてからの実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。  
通常の事業の実施地域を超えてから、1キロにつき 20円

### (3) 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（※祝休日の場合は翌営業日）に、指定の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（※祝休日の場合は翌営業日）に、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 <b>振込先：湘南信用金庫 浦賀支店 普通口座 0234485</b>
現金払い	サービス利用月の翌月に現金でお支払いください。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及びご家族、身元引受人等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医療機関の名称	ナーブ・ケア・クリニック
協力医療機関	所在地	横須賀市安浦町2丁目19番
	電話番号	046-828-3637

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、身元引受人、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所は、『虐待防止指針』に従います。
- (2) 担当者責任者を管理者とし、その他、2名の従業者を担当者とします。
- (3) 委員会を設置の上、定期的開催し、結果について従業員に周知徹底を図り、虐待防止の推進をします。
- (4) 年2回以上、利用者の人権の擁護、虐待の防止、虐待の発生又はその再発を防止するための研修を行います。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村へ通報します。

## 1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 046-854-9315
	担当者 平岩 和恵
	受付時間 8:00~17:00

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	介護保険サービス等 横須賀市民生福祉こども部介護保険課給付係	046-822-8253
	訪問型サービス独自 横須賀市福祉部健康長寿課介護予防係	046-822-8135
	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	045-329-3447

「横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ」

(3) 第三者委員の設置

当事業所は、苦情解決の際に、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。第三者委員の結果は、個人情報に関するものを除き、当法人のホームページに掲載しています。

第三者委員	電話番号
中島 昭二様	090-2168-6582
近藤 勝利様	090-3816-1617

## 1 2. ハラスメント対策

- (1) 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
- (2) 利用者、利用者家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対しての暴言や暴力、性的な言動、法令に関する行為、過大な要求、理不尽な要求、その他常識を逸脱する行為があった場合は、サービスの一時中止もしくは契約を廃止させていただく場合があります。

## 1 3. その他

(1) 感染症対策について

- ①ご利用者やご家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な処置をとらせていただくことがあります。
- ②その他『感染対策指針』に従います。

(2) 第三者評価実施状況 (令和6年11月1日現在)

第三者評価の実施状況：無  
実施した直近の年月日：  
実施した評価機関：  
評価結果の開示状況：

附則 この変更は平成28年 8月16日より施行する。  
この変更は平成28年11月 1日より施行する。  
この変更は平成29年 4月 1日より施行する。  
この変更は平成29年 7月 1日より施行する。  
この変更は平成30年12月 1日より施行する。  
この変更は平成31年 4月 1日より施行する。  
この変更は令和 元年10月 1日より施行する。  
この変更は令和 2年 4月 1日より施行する。  
この変更は令和 3年 4月 1日より施行する。  
この変更は令和 4年 4月 1日より施行する。  
この変更は令和 6年 4月 1日より施行する。  
この変更は令和 6年11月 1日より施行する。(第三者委員の連絡先追加)

説明日 年 月 日

上記のとおり、本紙を交付して重要事項を説明しました。

事業所 太陽の家 浦賀 ケアステーション  
説明者 平岩 和恵

私は、本書面にに基づき重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

同意日 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者代理人 住 所

氏 名

事業主体 法人名 社会福祉法人ユーアイ二十一

法人代表者名 理事長 石渡 庸介

住所 神奈川県横須賀市西浦賀六丁目-1番-1号